二重機能証言と知識 - 行為リンク

須田 悠基 (Yuki Suda)

東洋大学

信念に対する〈知識〉という認識的地位の帰属可否がどのような要因によって決定されるのかをめぐっては、2つの立場の対立がある。1つは、〈信念への知識という認識的地位の帰属可否は、真理関連的な要因——信念内容が真/偽であることを支持する証拠や、その信念を形成する際に用いたプロセスの信頼性など——のみに基づいて判断される〉と主張する純粋主義と呼ばれる立場である。もう 1つは、〈信念 pへの知識という認識的地位の帰属可否は、pに関する真理関連的でない実践的要因によって変化する〉というプラグマティックエンクローチメント(PE)と呼ばれるテーゼを支持する非・純粋主義の立場である(Fantl & McGrath, 2009)。このうち、PEを支持する非・純粋主義者の多くが自説の裏付け根拠として依拠する知識帰属基準が次のものである。

知識 - 行為リンク: 主体 S の信念 p に〈知識〉という認識的地位が帰属される iff 実践的推論において、p を前提として用いることが適切である (McGrath & Kim, 2019)。

この知識帰属基準は、ある行為をなすべきかを信念形成主体が検討する上で、pを真である信念と前提して行為を選択することが適切だと言える場合にのみ、pに知識という認識的地位が帰属される、とするものである。この知識 - 行為リンクが妥当する事例を示すことで PE を擁護し、純粋主義は誤りだと示す、というのが非・純粋主義の1つの標準的な戦略となっている(Fritz, 2021)。そのため、この知識帰属基準の正誤は、純粋主義と非・純粋主義のどちらの陣営が正しいのかを決定する上で重要なものと目されている。

本発表では、〈同意証言〉に基づく証言知の獲得に際してはこの知識 - 行為リンクを必ず満たす必要があるため、この知識帰属基準は少なくとも特定の事例については正しいと主張する。同意証言とは、「輸血をすることに同意する」とか「車を貸すことに同意する」といった特定の行為への同意意思を表明する証言である。この同意証言は、特定の命題的内容を真なものとして提示し伝達する機能——〈主

張〉という発話行為機能——のみを持つ通常の証言とは違い、次の二つの機能を併せ持つ二重機能証言である(Suda, forthcoming)。

主張機能:特定の命題内容 p を発話し、p を聞き手に伝達する。

同意機能: p を伝達することによって、特定の行為φを聞き手が実行すること を倫理的に許容可能にする。

そして、この二重機能証言には、一方の発話行為機能(主張)の成功条件と他方の発話行為機能(同意)の成功条件が不可分な形で紐づいている、という固有の特徴がある。この特徴ゆえに、同意証言に基づく知識獲得は、知識 - 行為リンクを満たす場合にしか成立しないと本発表では主張する。

そのため、知識・行為リンクが妥当する事例が存在するならば PE の正しさが裏付けられることになる、という標準理解が正しければ、本発表の主張は非・純粋主義にとって有力なサポートを与えるものとなりうる。しかし、実際には、知識・行為リンクの妥当する事例があるということが、PE の正しさを支持する根拠となるのかについては、より慎重な分析が必要だと考えられる。そこで本発表では、時間の許す限りで、この知識帰属基準が成り立つことが PE の正しさを本当に裏付けることになるのかという点にも踏み込んで分析を行う予定である。

参考文献

- Fantl, J. & McGrath, M. (2009). *Knowledge in an Uncertain World*. New York: Oxford University Press.
- Fritz, James. (2021). "Akrasia and Epistemic Impurism," *Journal of the American Philosophical Association* 7(1): 98-116.
- McGrath, M and Kim, B. (2019) "Introduction" In B. Kim & M. McGrath(eds.), Pragmatic Encroachment in Epistemology. New York: Routledge.
- Suda, Y. (forthcoming) "The Recovery Problem's Threat to Consent Testimony," *Disputatio* 70.